

議案第70号

福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に鑑み、教育職員の業務量の適正な管理等に関する事項を定める必要があるによる。

福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年福岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和46年法律第77号」の次に「。以下「法」という。」を、「の規定」の次に「並びに法第7条第1項に規定する指針（以下単に「指針」という。）」を加える。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第8条 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間その他教育委員会規則で定める時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、指針に基づき、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。